

第 1 章 福山市の現状と課題

1. 福山市の現状

(1) 福山市の概要

① 位置・地勢

福山市は、広島県の東部、瀬戸内海沿岸のほぼ中央部に位置しています。

市域面積は、約 518k m²で、東西に 29.5km、南北に 45.7km の広がりを持っています。市域の北部、西部及び南部には、400～500m級の山々が連なり、中部から南部にかけては緩やかな傾斜面を形成しています。山系を縫って西北部から南に貫流する一級河川芦田川の水系を中心に堆積された平野部が形成され、市街地が発達しています。市南部の海岸線は遠浅海面を擁しており、田島、横島、走島、仙酔島など多島美ある景勝地となり、瀬戸内海国立公園の一郭を形成しています。

② 都市発展の変遷

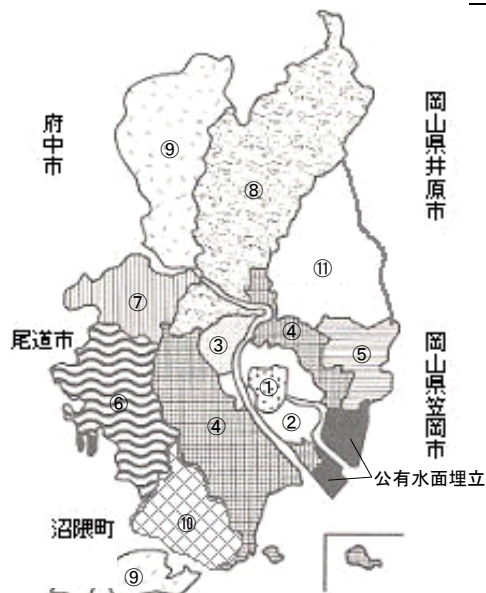
福山市の歴史は、1619年（元和5年）水野勝成が備後十萬石の領主となり、福山と命名したのが始まりと言われ、その後、1889年（明治22年）市町村制の施行により福山町となり、1916年（大正5年）には市制施行により福山市となりました。その後も合併による市域の拡大や都市基盤づくりを進め、海陸の交通に恵まれた商業・軽工業を中心とした都市として発展してきました。

1945年（昭和20年）には、戦災によって市街地の約8割を焼失しましたが、都市計画事業などにより近代的な市街地が形成され、戦前を上回る発展を遂げました。

1962年（昭和37年）に策定された第一次全国総合開発計画での拠点開発構想に基づく工業整備特別地域の指定を受け、大規模製鉄所の立地や関連企業の進出が相次ぎ、全国有数の臨海工業都市として、飛躍的な経済発展を遂げるとともに都市化が急速に進展しました。

1998年（平成10年）には中核市に移行し、近年では、2003年（平成15年）に内海町及び新市町、2005年（平成17年）に沼隈町、そして2006年（平成18年）には神辺町との合併により、さらに市域を拡大し、現在では、518.07k m²を有する都市に成長しています。

地図番号	年月日	合併・編入市町村	面積 (k m ²)	人口 (人)
①	1916. 7. 1 (大正 5 年)	(市制施行) 福山町, 野上村, 三吉村	5. 8	32, 356
②	1933. 1. 1 (昭和 8 年)	本庄村, 奈良津村, 深津村, 手城村, 吉津村, 木之庄村, 川口村, 草戸村, 佐波村, 神島村	31. 85	55, 996
③	1942. 7. 1 (昭和 17 年)	山手村, 郷分村	40. 68	60, 476
④	1956. 9. 30 (昭和 31 年)	引野村, 市村, 千田村, 御幸村, 津之郷村, 赤坂村, 瀬戸村, 熊野村, 水呑町, 鞆町	136. 36	128, 150
⑤	1962. 1. 1 (昭和 37 年)	深安町	156. 57	153, 315
⑥	1966. 5. 1 (昭和 41 年)	松永市	209. 02	213, 090
⑦	1974. 4. 1 (昭和 49 年)	芦田町	246. 09	289, 035
⑧	1975. 2. 1 (昭和 50 年)	駅家町, 加茂町	362. 33	325, 574
⑨	2003. 2. 3 (平成 15 年)	内海町, 新市町	430. 28	408, 254
⑩	2005. 2. 1 (平成 17 年)	沼隈町	461. 23	421, 605
⑪	2006. 3. 1 (平成 18 年)	神辺町	518. 07	462, 885

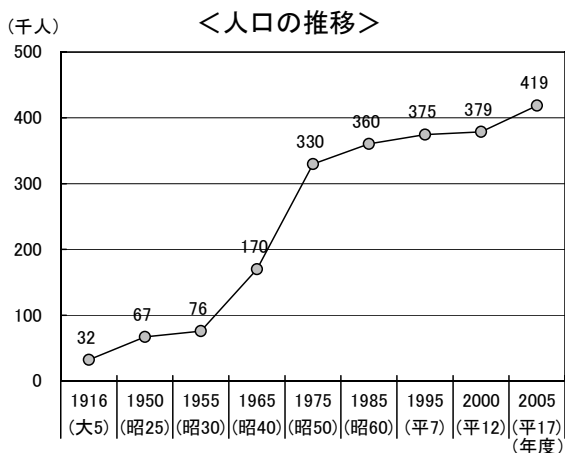


(2) 人口・世帯・就業者構成

① 人口の推移

本市の人口は、1916年（大正5年）の市制施行当初は約3万2千人でしたが、戦後復興から工業都市としての発展、周辺市町村との合併に伴い、1960年代から急速に人口が増加し、1975年（昭和50年）には、市制施行当初の約10倍の約33万人となりました。

1975年（昭和50年）以降は、人口増加は比較的落ち着いたものになっていましたが、“平成の大合併”により、内海町、新市町、沼隈町、神辺町と合併したこともあり、2006年（平成18年）現在では、人口約47万人に達し、市制施行当初に比べ、約14倍の人口規模となっています。



※資料：国勢調査

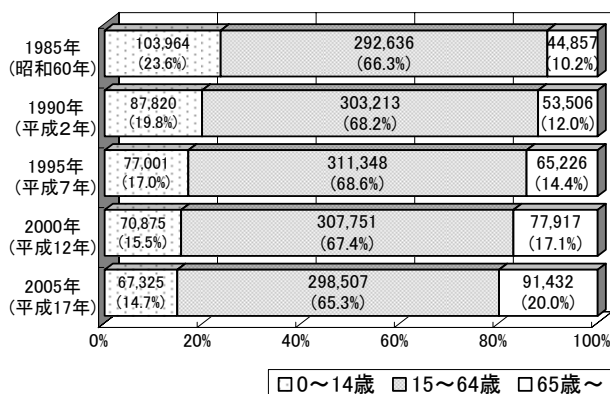
近年の人口動態（社会増減及び自然増減）では、社会増減については、1985年（昭和60年）以降、概ね一貫して転出者数が転入者数を上回るマイナス推移が続いています。

一方で、自然増減については、1985年（昭和60年）以降、一貫してプラスで推移してきましたが、将来的には出生者数が死亡者数を下回るマイナス推移に転じることが予測されています。

年齢別人口では、年少人口（0～14歳）割合が低下するのに併せて、老年人口（65歳以上）割合が上昇しており、2000年（平成12年）に

は老年人口割合が年少人口割合を超え、その差は拡大しています。

＜年齢階級別人口構成比の推移＞



※資料：国勢調査

福山市の人口密度は、2005年（平成17年）の行政区域平均で8.86人/haであり、人口増加に伴い、その密度も年々上昇してきましたが、近年その傾向は鈍化してきています。

人口集中地区（DID）については、1980年（昭和55年）以降、面積が増加傾向で推移してきたのに対し、人口密度は減少傾向で推移しており、市街地の拡散が進んでいることが伺えます。その結果として、2000年（平成12年）には地区面積が減少に転じました。

都市計画区域における人口については、2006年（平成18年）現在、本市総人口の94.8%が都市計画区域内に居住し、そのうち、市街化区域には79.0%、市街化調整区域には15.7%が居住しています。

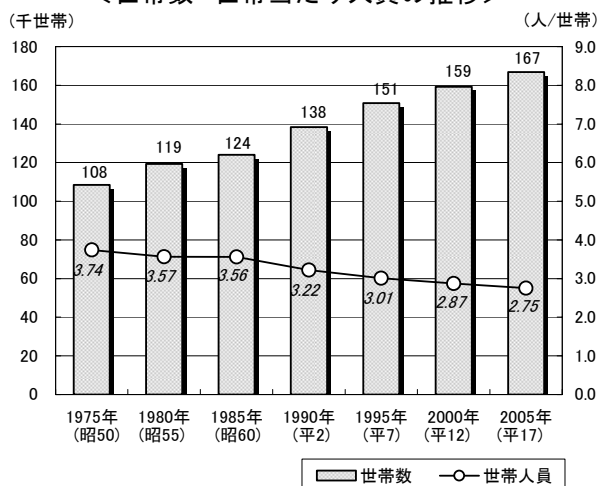
② 世帯数の推移

世帯数は、都市化の進展に伴う核家族化などにより、人口増加を上回るペースで増加しています。近年、人口増加は停滞しているものの、世帯数については微増の基調にあります。一方、世帯当たり人員は、減少傾向で推移しており、世帯の小規模化が進んでいます。

世帯の家族類型では、少子・高齢社会の進行を反映し、1980年（昭和55年）以降、夫婦のみの世帯や単独世帯等が増加している一方で、夫婦と子どもから成る世帯や三世帯世帯が減少するなど、家族構成も大きく変化してきています。

居住水準では、持ち家と借家・給与住宅、間借りとの間では大きな隔りがあり、1人当たりの延べ面積では、持ち家は他の約2倍の広さとなっています。

＜世帯数・世帯当たり人員の推移＞



※資料：国勢調査、合併町データを含む

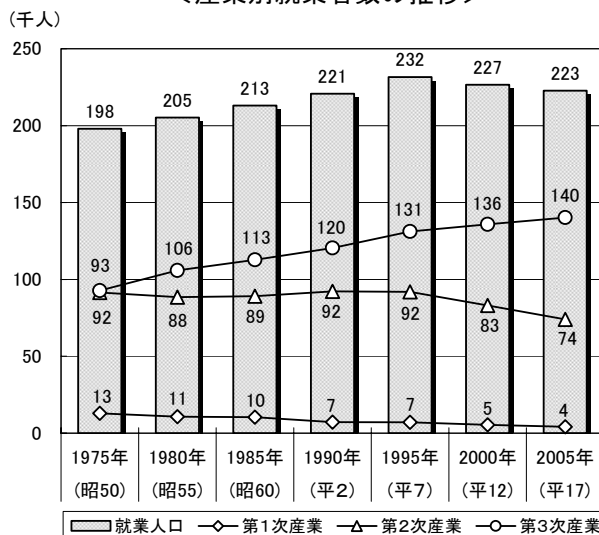
③ 就業者数

本市の就業者数は、2005年（平成17年）現在 222,655 人であり、総人口に対して 48.5% の就業率となっています。

産業別就業者数では、一貫して第1次産業の減少、第3次産業の増加傾向がみられます。第2次産業の就業人口は、1995年（平成7年）ま

では、ほぼ横ばい状態でありましたが、同年調査以降、2005年（平成17年）までに約20%が減少しています。

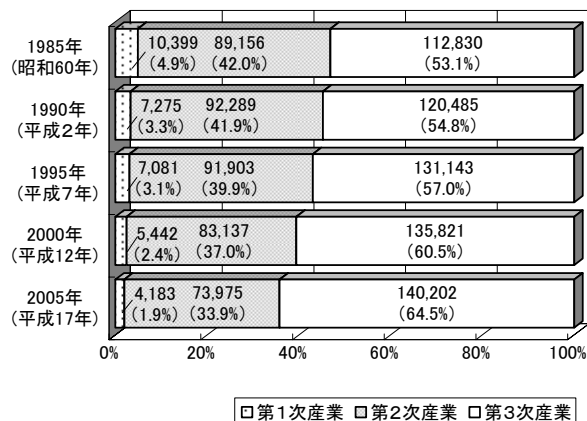
＜産業別就業者数の推移＞



※資料：国勢調査、合併町データを含む

産業別就業者数の割合では、第1次産業、第2次産業の減少傾向がみられ、第3次産業へ徐々に移行しており、第3次産業就業人口は過半数を超えています。

＜産業別就業者構成比の推移＞



※資料：国勢調査、合併町データを含む

(3) 土地利用・建物の動向

① 土地利用の動向

2002年(平成14年)時点で、旧内海町を除く行政区域面積 505.3k m²のうち、山林が56.1%に当たる283.4k m²となっており、これに農地68.2k m²(13.5%)、水面等その他36.5k m²(7.2%)をあわせた自然的土地利用の割合は、全市域の約76.8%を占めています。

これに対して、都市的土地利用である住宅用地、商業用地、工業用地は72.7k m²であり、全市域の約14.4%となっています(旧内海町を除く)。

土地利用面積の動向では、宅地、山林は面積、構成比とも微増しているのに対し、田、雑種地は過去5年間で5%以上減少しています。

農地から他の土地利用への転用では、毎年35~50ha前後で推移しており、転用面積は増加傾向にあります。

2004年(平成16年)での農地の転用先では、「住宅用地」への転用が総転用面積の54.4%を占め、「工場用地」0.3%、「他の建物敷地用地」21.5%となっており、住宅用地への土地供給が高い割合となっています。

② 都市計画区域の動向

本市の都市計画区域面積は、行政区域の約65%に当たる33,534haが都市計画区域に指定されています。

そのうち市街化区域9,709.7ha、市街化調整区域23,824.1haとなっており、市街化区域は、都市計画区域の約3割、行政区域の約2割となっています。また、市街化調整区域は行政区域の約5割となっています。

市街化区域では、12種類の用途地域が指定され、内訳は、住居系用途地域が5,644.8haで市街化区域の約58.1%を占め、商業系用途地域が915.5haで約9.4%、工業系用途地域が3,149.4haで約32.4%となっています。

③ 建物の動向

建物の棟数及び床面積の状況(ストックの推移)では、2001年(平成13年)から2006年(平成18年)までの5年間で、棟数は約12,000棟(5%)減少していますが、逆に総床面積では約1,106,000 m²(4%)増加しています。特に、住宅では総床面積が1,142,000 m²(6%)増加しています。

また、床面積の内訳では、2006年(平成18年)には、「住宅」が59.1%と過半数を占め、「工場・倉庫等」が23.0%、「事務所・店舗等」が11.2%となっています。

着工床面積の内訳では、2006年(平成18年)には、「住宅」が49.3%と約半数を占めており、「産業・業務用建物」よりも「住宅建物」の比重が高くなっています。

(4) 市街地整備

本市の市街地開発事業は、戦災復興土地区画整理事業をはじめ、数多くの土地区画整理事業が推進され、計画的な宅地の供給が行われてきました。

土地区画整理事業については、2006年(平成18年)現在、市街化区域面積の約33%に相当する約3,200haにおいて実施されています。

市街地再開発事業については、1980年代に元町地区で都市計画決定し、1984年(昭和59年)に完成しています。現在、東桜町地区第一種市街地再開発事業が都市計画決定され、伏見町地区においても都市計画決定に向けた準備が進められています。

地区計画については、2006年(平成18年)現在、19地区で都市計画決定しており、地域の特性に応じたまちづくりが進められています。

(5) 道路・公共交通

① 道路

主な道路網では、臨海部の東西に国道2号、内陸部の東西には国道486号(国道313号重複区線を含む)、並びにこれら2路線を南北につなぐ国道182号、313号が骨格路線となり、その他主要地方道や一般県道がこの骨格路線に接続しています。

高速道路は、国道2号と平行して山陽自動車道が整備され、四国方面へは西瀬戸自動車道が整備されています。整備・計画中にある中国横断自動車道尾道松江線により、山陽と山陰の結びつきがさらに強まり、本市の交流拠点性が一層高まるものと予想されます。

都市計画道路では、2006年(平成18年)現在、路線数109路線、総延長280kmが計画されており、そのうち整備済みは延長169.93kmで改良率60.7%となっています。

② 鉄道

鉄道網では、臨海部の東西間を結ぶJR山陽新幹線、山陽本線が運行し、福山駅から芦田川を北上するJR福塩線が運行しています。さらに、神辺駅からは、岡山県井原市や総社市方面を結ぶ井原鉄道が運行しています。

乗客数については、各駅とも横ばい状態から減少傾向にあります。

③ バス

バス路線は、福山駅を中心に放射線状に広がり、市内のほぼ全域を網羅していますが、多くの路線が、国・県・市の補助等により路線を維持している状況にあり、郊外部においては、路線廃止後、本市による委託運行が行われている地域もあります。

乗車人員については、1998年(平成10年)の8,198千人から2005年(平成17年)には5,301千人と約35%も減少しています。

2006年(平成18年)には、福山市生活バス交通利用促進計画を策定し、地域特性に応じた多様な運行形態や利用しやすい路線の構築など、市民生活を支える移動手段として、バス交通網の確保を図る施策を講じています。

(6) 公園・緑地

本市の都市公園は、2006年(平成18年)現在、605箇所、総面積305.95ha(都市計画決定160箇所、257.41ha)となっており、人口1人当たりの公園面積は6.7㎡となっています。

緑地では、49箇所、646.59haの都市緑地があり、そのうちの7箇所、579.43haが都市計画決定されています。

公共墓園は、奈良津墓園、今津墓苑の2箇所、13.1haが都市計画決定され、開設されています。

(7) 河川

河川については、未改修部分の整備とともに、その親水機能を兼ね備えた整備が求められています。特に芦田川については、市街地近傍の貴重なオープンスペースとしてレクリエーション・防災など多様な活用が期待されます。

(8) 供給処理施設

① 下水道

本市の公共下水道は、単独公共下水道である新浜処理区、松永処理区、及び、流域関連公共下水道である芦田川処理区の3処理区において整備を進めています。

公共下水道の普及率は、2006年(平成18年)現在で62%となっています。

その他の汚水処理施設では、農業集落排水事業により服部地区を整備し、漁業集落排水事業として走漁港、箱崎漁港、横田漁港において、整備を進めています。

集中豪雨時の市街地部での浸水・溢水対策の

ため、合流式下水道改善、雨水幹線及びポンプ場の整備を計画的に進めています。

② 廃棄物処理施設

ごみ処理については、西部清掃工場、深品クリーンセンター及び新市クリーンセンターで焼却するとともに、2004年(平成16年)には、RDF(ごみ固形燃料)化方式による箕沖ごみ固形燃料化施設(ごみ固形燃料工場)を整備し、環境負荷の低減や未利用エネルギーの有効活用を図っています。

また、し尿処理は、新浜処理場、松永し尿処理場(西部衛生センター)、深品し尿処理場及び新市し尿処理場などによって処理をしています。

2. 上位計画における位置づけ

(1) 広島県総合計画「元気挑戦プラン」

◎これからの広島県のめざす姿や政策の方向、取り組むべき施策などを明らかにする広島県総合計画「元気挑戦プラン」を2006年（平成18年）に策定。

◎この計画に基づき、「活力と安心、希望のある『元気な広島県』の実現」をめざして、総合的な施策を展開。

計画期間：5年間 2006年度（平成18年度）～2010年度（平成22年度）

《基本目標》

活力と安心、希望のある「元気な広島県」の実現

《県土の将来像》

1 自立的な生活圏の形成

【備後圏域】

- 東西南北に開かれた高速交通結節点としての優位性を生かし、福山中核都市圏の高次都市機能の圏域全体への波及効果が拡大
- 世界を舞台に活躍するオンリーワン・ナンバーワン企業や環境関連産業、農業外企業の参入等が増加
- 県民公園や豊かな自然、歴史・文化財などの地域資源を生かし、広域交流・集客が拡大
- 瀬戸内海沿岸域など、快適な気候風土を生かし、UJIターン者や多自然居住志向者の受入体制が充実

2 広域的な交流圏の形成

【広がる広域的な交流圏のネットワーク】

- 世界がもっと身近に～グローバルゲートウェイ機能拡大
- 西日本の各地域との交流・連携がより活発に

《重点プログラム》

I 明日を拓く「人」を育む

- 1 新たな「教育県ひろしま」の創造
- 2 活力ある社会をつくる人づくり
- 3 産業を支える人づくり
- 4 だれもが主体的に参画できる社会づくり

II 新たな「活力」を創る

- 5 新たな産業づくり
- 6 基幹産業の持続的発展
- 7 産業として自立できる農林水産業の確立
- 8 産業活動を支える基盤の強化
- 9 広域自立生活圏の形成
- 10 広域・国際交流圏の形成

III 暮らしの「安心」を守る

- 11 子育てを社会で支える環境づくり
- 12 健やかに暮らせる環境づくり
- 13 地球・地球環境の保全
- 14 循環型社会の構築
- 15 暮らしの安全・安心の確保
- 16 総合的な防災・危機管理体制の確立
- 17 総合的な治安体制の確立

IV 新しい「自治」を築く

- 18 地域協働の仕組みづくり
- 19 広島型分権改革の推進
- 20 新しい行政運営体制の確立

(2) 第四次福山市総合計画

◎2007年度（平成19年度）を初年度とする総合計画

《計画期間》

- 基本構想：目標年次 2016年度（平成28年度）
- 基本計画：前期 2007年度（平成19年度）～2011年度（平成23年度）
後期 2012年度（平成24年度）～2016年度（平成28年度）

《まちづくりの基本理念》

「人間環境都市」

- －生命の尊厳と人類の共存を基本とする恒久平和の維持
- －何人も侵すことのできない永久の権利である基本的人権の尊重
- －市民本位の行政の推進

《将来都市像》

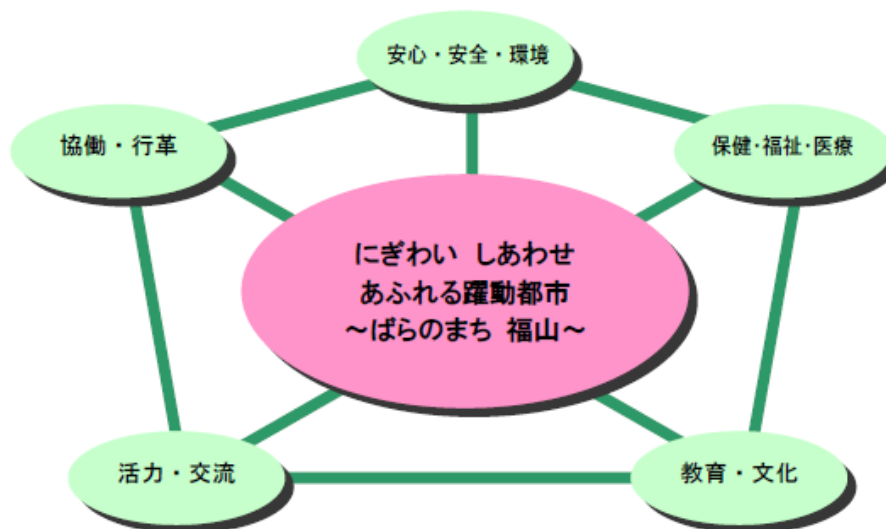
「にぎわい しあわせ あふれる躍動都市 ～ばらのまち 福山～」

《まちづくりの基本方針》

- ～ チャレンジふくやま 新たなる創造と飛躍 ～
- ① 「協働のまちづくり」を実践し、地域力を高める
- ② 地方分権時代に対応した「自立」したまちづくりを進める
- ③ 「人づくり」を進め、新たな文化や産業などを創造する
- ④ 福山を積極的・継続的に発信し、「都市ブランド力」を高める

《まちづくりの基本目標》

- ① だれもが安心して安全で快適に暮らせるまち（安心・安全・環境）
- ② 子どもが健やかに育ち、だれもが健康でいきいきと暮らせるまち（保健・福祉・医療）
- ③ 多様に学び、文化をはぐくむまち（教育・文化）
- ④ 産業の力みなぎる活力とにぎわいのあるまち（活力・交流）
- ⑤ 市民とともにつくる自立したまち（協働・行革）



(3) 備後圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

◎備後圏都市計画区域においての市町を超えた広域的な視点から、都市計画の目標や広域的、根幹的施設など主要な都市計画の決定の方針。

《目標年次》

○基準年次：2000年（平成12年）、目標年次：2010年（平成22年）

《広域的位置づけ》

広島～臨空～福山に至る21発展軸を形成し、県土発展の基軸を担うとともに、広島圏及び備北圏との間でトライアングル軸を形成し、県土の総合的な発展に貢献する。

さらに、瀬戸内海地域の広域交流圏及び中四国地域連携軸を形成し、西日本の各地域との交流の促進が期待される。

《将来像》

「機能分担と連携による 水平型都市ネットワーク」

《基本理念》

- ① 高次都市機能が集積した広域生活拠点都市づくり
- ② 新たな人流・物流を生み出す交流都市づくり
- ③ 産業クラスターを形成する創造型都市づくり
- ④ 歴史・文化に立脚した個性ある都市づくり
- ⑤ 持続可能な環境共創型都市づくり

《市街地像》

○福山地域－高次都市機能の集積都市と環境先進都市

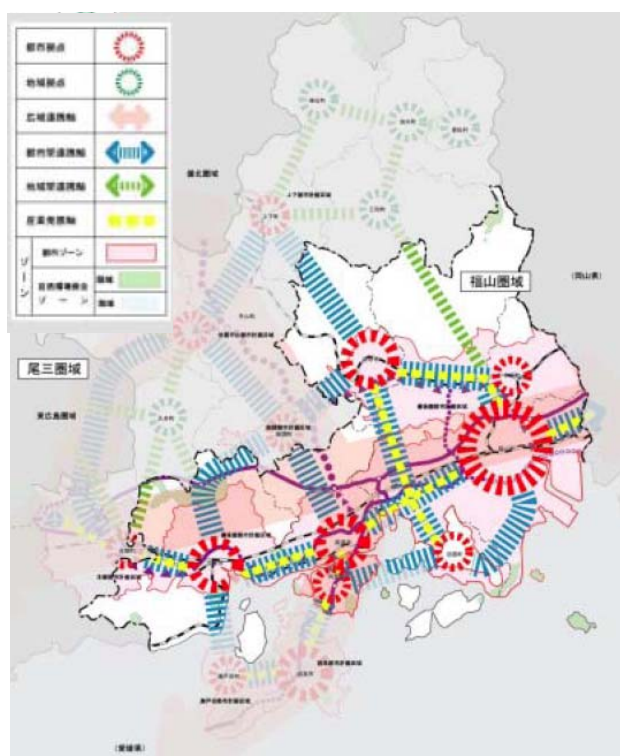
中核市である福山市を中心として本区域の中心的な役割を担う地域であり、高次都市機能の整備、産業業務機能の強化などを一体的・重点的に促進し、岡山県西部地域も視野に入れた都市拠点の形成をめざす。

また、地域の産業競争力を高めるため、福山港における県東部地域のアジアゲートとしての機能強化を図るとともに、高速道路インターチェンジへの近接性を生かして県東部地域の国際的な物流拠点の形成をめざす。

一方、びんごエコタウン構想を推進し、環境先進都市として循環型経済システムの形成と環境関連産業の集積を図っていく。さらに、福山地域に集積する都市機能の本区域全体で享受できるように、都市連携を担う交通ネットワークの強化を進めていく。

《将来都市構想図》

区分		配置
拠点	都市拠点	都市計画区域が指定されている都市で総合的な都市機能の集積を図るべき拠点
	地域拠点	都市計画区域が指定されていない都市で地域の中心地として整備を図る拠点
軸	広域連携軸	国土の形成を図る軸 国土軸を補完し、地域の集積圏の形成、地域間交流の促進、空港・港湾等の交流拠点への連結を図る軸
	都市間連携軸	圏域の骨格を形成し、都市拠点間の連絡機能を担う軸
	地域間連携軸	都市間連携軸を補完し、都市拠点と地域拠点、あるいは地域拠点間の連絡機能を担う軸
	産業発展軸	地場産業の活性化、産業の高度化及び新産業の創出を図るなど産業の発展に寄与する軸
ゾーン	都市ゾーン	都市として一体的に整備、開発及び保全を図る必要のある区域
	自然環境保全ゾーン	広域的な観点から特に保全が必要な山林、樹林、海辺等の優れた自然の風景地として、面的な広がりを持つ区域



3. 都市づくりの基本的課題

(1) 都市機能に関する課題

①安心・安全・快適な居住環境の形成

子どもや高齢者をはじめ、すべての市民が福山市に住んで良かったと思えるような、安心・安全で快適に暮らすことができる居住環境の整備が求められています。

②都市圏における多様な生活機能の充実・強化

岡山県の井笠地方を含めた独自の文化・経済圏を有する備後都市圏の中核都市としての役割を担い、将来的にも発展していくためには、産業活動の場、就業の場としての充実はもとより、買物・レジャー・教育・文化・医療・情報といった多様な都市生活機能の充実・強化に努める必要があります。

③中国・四国地方の拠点都市としての拠点性・求心力の向上

福山市は瀬戸内の十字路に位置しており、その地理的な優位性を生かし、中国・四国地方の拠点都市としての拠点性と求心力を発揮するためには、多様な都市機能の充実を図るとともに、公共交通や幹線道路網の整備を進め、交通機能をさらに強化する必要があります。

④産業の活性化と産業支援機能の充実・強化

福山市の産業については、経済のグローバル化や高度情報社会の進展などから、産業の高度化やバランスのとれた産業構造により、国際競争力をさらに高めていく必要があります。

そのため、本市の持つ多種多様な製造業やオンリーワン・ナンバーワン企業が集積している特長を生かし、先端技術導入のための研究開発、人材の育成・確保、企業間や産学官連携の促進、また企業立地を推進するための生産基盤の整

備など、産業支援機能の充実・強化が求められています。

⑤魅力ある商業空間形成と商業・業務機能の強化

福山市の商業は、備後都市圏の商業機能の中心としての役割を担いつつ、時代や消費者ニーズに沿った魅力ある商業機能を発揮することが求められています。

このため、福山駅周辺地区においては、買物だけでなく、ふれあい・憩い・楽しむ場としての魅力ある商業空間の形成や、都市の玄関口にふさわしい拠点性と求心力のある中心市街地の整備を進める必要があります。

また、サービス・業務・居住など多様な都市機能の集積を促進するため、市街地中心部の立地環境の整備を進めるとともに、市街地再開発事業等を推進していく必要があります。

⑥物流環境の変化に対応した流通機能の強化

産業振興の基盤として物流機能の強化が求められており、福山道路をはじめとする幹線道路網や、福山港をはじめとする港湾施設の整備を推進する必要があります。

また、広域自動車交通網の整備や高度情報社会の進展による物流環境の変化に対応するため、流通関連施設の立地環境の整備や海上輸送との連携による流通機能の強化が求められています。

⑦都市レクリエーション機能の充実

高齢社会の進行や余暇の増大などにより、快適でゆとりを持って生活できる都市環境の実現が求められています。

このため、市内の貴重な文化資源、自然資源の保全・活用を図るとともに、新たなレクリエーション空間の整備とネットワーク化を推進することによって、都市レクリエーション機能の強化・充実を図る必要があります。

(2) 土地利用に関する課題

①機能的で秩序ある都市構造の誘導

人口減少社会や少子高齢社会の進行といった社会環境に対応するためには、さらなる市街地の拡散を抑制するとともに、多くの人にとって暮らしやすい集約型の都市構造をめざすことが求められています。

合併を重ねることで市域を拡大してきた本市においては、自然環境や日常生活圏などから成る地域ごとに、それぞれの特性を踏まえた地域核を形成し、機能的で秩序ある都市形成を図る必要があります。

併せて、拠点性を備えた都心部とそれぞれの地域が、特色を持ちながら相互に連携し、一体的な発展をめざした都市づくりを行っていくことが重要です。

②既成市街地の土地利用の純化

既成市街地では、工業用地と住宅用地の混在が一部地域で見られ、これに伴う生活環境の悪化などを防止するため、土地利用の適切な規制・誘導により用途の純化を図る必要があります。

③市街地における土地の有効利用

市街地中心部には、活用可能な空地や低密利用にとどまっている土地があり、都市の活力を低下させる要因にもなっています。これらの土地の有効活用を通じて多様な都市機能の集積を進めることにより、中心市街地の活性化を図ることが求められています。

④市街地周辺部の農地・林地の保全・活用

市街地周辺部の農地・林地は、都市化の影響を受けて年々減少を続けており、一部地域ではスプロール化などの問題が生じるなど、都市的土地利用と農業的・自然的土地利用との調和をいかに図るかが課

題となっています。

農地・林地については、単に生産の場としてのみならず、都市における防災空間や貴重な緑を提供するレクリエーション空間としての役割に着目し、その保全・活用を図るとともに、無秩序な宅地への転用を防止していく必要があります。

⑤市街化調整区域・都市計画区域外地区の土地利用方策の明確化

市域面積の多くを占める市街化調整区域や都市計画区域外の土地については、地域を取り巻く様々な環境や特性に応じた役割を担っていくために、将来の市域全体の中で担う役割に基づいた土地利用の規制・誘導方策を明らかにする必要があります。

(3) 市街地整備に関する課題

①中心市街地の整備

市の都市活動の中核的な役割を担う中心市街地においては、商業・業務や居住など多様な都市機能の集積が求められており、木造密集地域や低未利用地の再生・整備を促進する必要があります。

また、中国・四国地方の拠点都市にふさわしいシンボル空間や文化創造の場として、市街地再開発事業と連携した魅力ある都心づくりを進める必要があります。

②既成市街地の整備

今後、人口減少社会へ移行しても、核家族化の進行などにより宅地需要の増加傾向は当面続くと予測されます。しかし、市街地の拡散を防止し、地域核への都市機能の集約を図るためには、開発行為の適切な規制・誘導を行うとともに、既存ストックを生かした既成市街地の有効活用の促進を図ることが必要になります。

③宅地利用の促進と建築誘導

土地区画整理事業などが行われた地区や行われる地区については、宅地利用の促進や居住環境を向上させるため、土地利用の計画的な誘導を進めるとともに、良好な居住環境を形成するための地区計画の策定などを推進する必要があります。

(4) 住宅・宅地の供給に関する課題

①多様化する住宅ニーズへの対応

郊外でのゆとりある暮らしや都心部での便利な暮らしなど、市民の住環境へのニーズは多様化しています。そのため、それぞれの地域の環境や特性に応じた住宅・宅地の供給を促進していく必要があります。

②面整備による宅地の供給

基盤整備が不十分な既成市街地においては、市街地開発事業などにより、住環境基盤の整った良好な宅地の供給を図る必要があります。

また、既存の住宅団地の中には、空き家が増えるなどの問題が生じている地区もあり、今後は、市街地の拡散を防止しながら既存ストックを生かした宅地供給を図るため、老朽化した住宅団地の再整備も課題となってきます。

③利便性の高い都心型住宅の供給

市街地中心部の住宅密集地域や低未利用地などにおいては、活力ある都市活動と居住環境のバランスに留意しながら機能の更新や複合化を進め、多様な都市機能の充実と併せた住宅の供給により、居住者の利便性と快適性の向上を図る必要があります。

(5) 都市施設の整備に関する課題

①都市施設のサービス水準の向上

厳しい都市間競争の中、定住人口や交流人口を増やすためには、より高水準な都市施設の整備を図っていく必要があります。

しかし、高齢社会の進行による社会保障費や既存施設の維持更新費の増大などにより、新たな投資が困難になることが予想されることから、今後の都市施設の整備においては、既存施設を有効に活用しながらサービス水準を維持・向上させる必要があります。

②公共交通体系の確立

通勤・通学のための移動手段を確保するとともに、高齢者や障がいのある人などが自立した日常生活や社会生活を送るためには、公共交通の維持・確保が不可欠であり、交通結節点となる鉄道駅、バスターミナル、駐車場・駐輪場などの施設整備や利用促進策の推進により、さらなる利便性と安全性の向上を図る必要があります。

また、将来の交通需要の変化や環境負荷軽減への対応のため、交通需要マネジメント施策による需給バランスの調整を行う必要があります。

③幹線道路網の整備

主要な幹線道路の慢性的な交通渋滞を解消することにより、市民生活の安全性や利便性の向上を図るとともに、物流基盤の強化や都市間交流を促進することが求められており、福山道路等の整備を推進し、放射・環状型幹線道路網を構築する必要があります。

④生活道路の整備

生活道路は市民生活に密着した施設であり、バリアフリー化や歩行者・自転車の安全性の向上などにより、子どもや高齢者、障がいのある人など誰もが安心して利用できる道路の整備を進めていく必要があります。

⑤公園・緑地の整備

公園・緑地については、水と緑のネットワークを確立するため、都市公園の体系的整備を推進するとともに、河川・港湾緑地などの整備を進める必要があります。

また、街路や公共用地・民有地の緑化を推進し、斜面緑地や寺社林などの良好な緑の保全・活用を図るとともに、市民の潤いある暮らしを実現するために、利用者のニーズに合わせた既設公園の再整備を進めていく必要があります。

⑥下水道の整備

下水道については、汚水整備区域の拡大、合流式下水道の改善、雨水排水施設等の整備を推進し、汚水及び雨水対策の一層の充実を図る必要があります。

また、近年多発する集中豪雨や都市化に伴う内水氾濫などの都市型水害から市民の安全を守るため、下水道の排水能力を高めることが求められています。

⑦河川・海岸の整備

河川については、農地の宅地化などによる土地の保水能力低下に対応するため、未改修部分の整備を進める必要があります。

また、市を縦断し広大な河川空間を持つ芦田川や、変化に富んだ海岸線については、環境保全と災害に対する安全性に配慮しながら親水性を確保し、市民の環境学習やレクリエーション空間、都市防災空間として整備・保全を図る必要があります。

⑧その他都市施設の整備

公共公益施設については、現状において不足している施設や老朽化している施設の整備を図るほか、少子高齢社会の進行に対応しながら快適な都市生活を送ることができる施設の整備・充実を図る必要があります。

(6) 都市づくり全般に関する課題

①良好な景観形成の推進

市街地中心部においては、中国・四国地方の拠点都市にふさわしい優れた都市景観やアメニティが必要であり、まち並みの整った市街地形成、電線の地中化や緑化の推進、公的施設のデザイン向上などによる良好な都市景観の形成が求められています。

また、水辺や緑地などの良好な自然景観や、歴史的な建造物やまち並みなどの貴重な地域資源が残る地域においては、それぞれの地域の個性と特性を生かした美しい景観の保全・整備に取り組む必要があります。

②エコロジーを重視した都市形成の推進

環境問題に対する関心が高まる中、都市づくりにおいても環境負荷の軽減や資源の有効利用を図ることが重要です。これからは、太陽熱や下水熱等の未利用エネルギーを活用するなど、地球環境に配慮した循環型社会の形成に向け、環境にやさしいまちづくりを進めていく必要があります。

③人にやさしい都市づくりの推進

これからの都市づくりにおいては、効率性・経済性・機能性といった側面のみならず、美しさ・楽しさ・優しさ・潤い・ふれあいといった、より人間的な側面に視点をあわせたハード・ソフト施策の展開が求められており、都市としての総合的な魅力の向上に取り組んでいく必要があります。

また、高齢者や障がいのある人など誰もが快適で暮らしやすい都市づくり、生き生きと活動できる都市づくりに取り組んでいくことが重要となります。

④災害に強い都市づくりの推進

地震をはじめあらゆる災害に強い都市づくりは、まちづくりの基本といえるものです。

本市においても、安全な都市生活を送るため、防災力の高い都市構造の構築が求められており、災害時に被害を最小限にとどめる「減災」の考え方を踏まえた都市づくりを推進していく必要があります。

《都市づくりの基本的な課題》



第2章 都市づくりの理念と目標

1. 都市づくりの基本理念

上位計画である「備後圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「第四次福山市総合計画」に即し、本市の都市づくりにおける基本理念を次のとおり定めます。

<都市づくりの基本理念>

○ 拠点性と求心力を備えた活力ある都市づくり

福山市が瀬戸内の十字路に位置している優位性を生かすとともに、合併地域を含めた地域資源や潜在能力をさらに磨き、中国・四国地方の拠点都市としての拠点性と求心力を備えた活力ある都市づくりをめざします。

○ 安心・安全で快適に暮らせる都市づくり

住んでみたい、行ってみたい都市、そして子どもや高齢者、障がいのある人をはじめすべての市民が福山市に住んでよかったと思えるような、安心・安全で快適に暮らせる都市づくりをめざします。

【参考】

■ 備後圏都市計画区域の将来像と基本理念（広島県）

- 都市の将来像
『機能分担と連携による水平型都市ネットワーク』
- 都市づくりの基本理念
前提理念：「安全」で「安心」できる都市づくり
 - ・高次都市機能が集積した広域生活拠点都市づくり
 - ・新たな人流・物流を生み出す交流都市づくり
 - ・産業クラスターを形成する創造型都市づくり
 - ・歴史・文化に立脚した個性ある都市づくり
 - ・持続可能な環境共創型都市づくり

■ 第四次総合計画の基本理念、将来都市像及び基本目標（福山市）

- まちづくりの基本理念
『人間環境都市』
 - ・生命の尊厳と人類の共存を基本とする恒久平和の維持
 - ・何人も侵すことのできない永久の権利である基本的人権の尊重
 - ・市民本位の行政の推進
- 将来都市像
『にぎわい しあわせ あふれる躍動都市 ～ばらのまち 福山～』
- まちづくりの基本目標
 - ・だれもが安心して安全で快適に暮らせるまち（安心・安全・環境）
 - ・子どもが健やかに育ち、だれもが健康でいきいきと暮らせるまち（保健・福祉・医療）
 - ・多様に学び、文化をはぐくむまち（教育・文化）
 - ・産業の力みなぎる活力とにぎわいのあるまち（活力・交流）
 - ・市民とともにつくる自立したまち（協働・行革）

2. 都市づくりの基本目標

都市づくりの基本理念を受け、総合計画におけるまちづくりの基本方針を踏まえた都市づくりの目標として、次の6つの柱を設定します。

＜都市づくりの基本目標＞

①安心・安全で快適に暮らせる生活空間の確立

だれもが安心・安全で快適に暮らせるよう、ユニバーサルデザインや減災の考え方に基ついた生活空間の確立をめざします。

②市民生活と産業活動を支える都市基盤の確立

定住人口や交流人口の増加、さらに中国・四国地方の拠点都市としての拠点性と求心力を高めるため、市民生活や産業活動を支える各種都市基盤の確立をめざします。

③拠点性と求心力のある中心市街地の確立

多様な都市機能の集積による、中国・四国地方の拠点都市にふさわしい拠点性と求心力のある中心市街地の確立をめざします。

④機能的で秩序ある集約型都市構造の実現

人口減少社会や少子高齢社会の進行などの社会環境の変化に対応するため、都市拠点への機能集約と連携強化による、機能的で秩序ある集約型都市構造の実現をめざします。

⑤自然や歴史・文化と調和した良好な空間の形成

自然と調和した潤いのある空間の形成とともに、歴史や文化などの地域資源を生かした良好な景観の形成をめざします。

⑥地球環境に配慮した循環型社会の形成

環境負荷の軽減や資源の有効利用を図るなど、環境にやさしい都市づくりを進め、地球環境に配慮した循環型社会の形成をめざします。

3. 将来人口の設定

土地利用方針検討に当たっての基本的な指標となる人口規模について、市の総合計画に示される人口想定に即して設定します。

(1) 人口

国勢調査結果などにに基づき推計した本市の人口は、今後、少子高齢化に伴い減少することが予想されます。人口推計では2015年（平成27年）の人口は44.5万人、2025年（平成37年）の人口は41.2万人ですが、今後の少子化対策や定住人口の増加を図る施策などに取り組むことにより、目標人口は42.0万人に設定します。

(2) 世帯数

世帯数は、夫婦のみ世帯や単独世帯などの増加に伴い、2011年（平成23年）には171,100世帯に達しますが、その後減少傾向になることが予想されます。推計では、2025年（平成37年）の世帯数は16.2万世帯、1世帯当たり人員は2.54人ですが、目標人口と世帯人員から、世帯数は16.5万世帯に設定します。

<将来人口と世帯数>

(単位：人、世帯)

	2005年 (平成17年) ※基準年次	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (平成32年)	2025年 (平成37年) ※目標年次	2025年 (平成37年) ※設定目標
人口	459,087	454,000	445,000	430,000	412,000	420,000
世帯数	168,728	171,000	170,000	167,000	162,000	165,000
世帯人員	2.72	2.65	2.62	2.57	2.54	2.54

※2005年（平成17年）国勢調査結果に基づく推計値

(3) 産業別就業人口

総人口の減少に伴い、就業人口の減少が予想されます。こうした中、第一次産業と第二次産業に従事する人の割合が低下する一方で、第三次産業に従事する人の割合は増加することが予想されます。推計では、2025年（平成37年）

の就業者総数は約201,200人ですが、目標人口から、205,000人に設定します。なおその内訳は、第1次就業者数3,500人、第2次就業者数68,100人、第3次就業者数133,400人となります。

<就業者数の推計>

(単位：人)

	2005年 (平成17年) ※基準年次	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (平成32年)	2025年 (平成37年) ※目標年次	2025年 (平成37年) ※設定目標
就業者総数	223,700	219,500	213,400	207,600	201,200	205,000
第1次産業就業者	5,000	4,600	4,200	3,800	3,500	3,500
第2次産業就業者	79,400	76,700	73,300	70,100	66,700	68,100
第3次産業就業者	139,300	138,200	136,000	133,700	131,000	133,400

※就業者数は2000年（平成12年）国勢調査結果に基づく推計値

第3章 将来の都市構造と土地利用の方向

1. 将来の都市構造

(1) 都市の基本構造

都市拠点集約型の都市構造

人口減少社会や少子高齢社会の進行など社会環境が変化中、これまでの人口増加に伴う都市の拡大を前提とした都市づくりでは、自動車に過度に依存した日常生活をもたらし、移動が制約される高齢者などの生活利便性の低下や環境負荷の増大、都市基盤の整備・維持管理費用の増大、公共サービスの効率性低下など、様々な問題を引き起こすことが心配されます。

このため、本市の都市づくりにおいては、多くの人にとっての暮らしやすさを確保する観点から、市街地の拡散を抑制するとともに、都市の既存ストックを有効活用しつつ、様々な都市機能がコンパクトに集積した集約型の都市構造の形成をめざします。

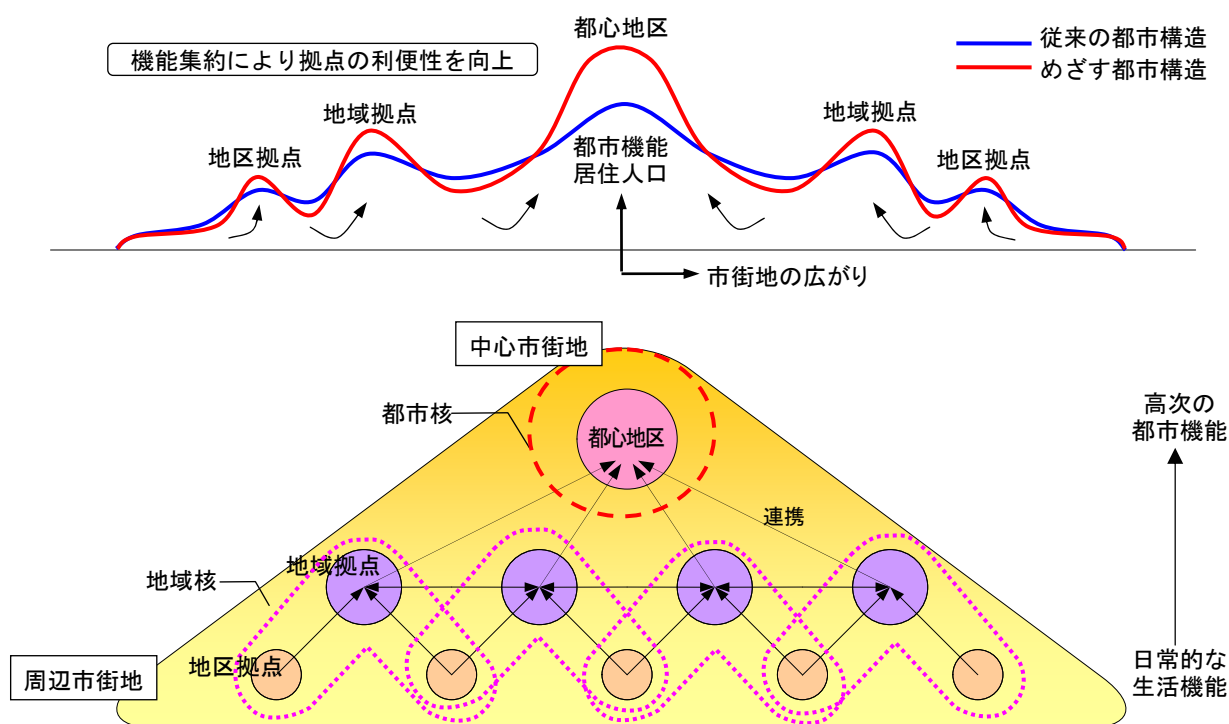
また、合併を重ねることで市域を拡大してきた本市においては、地理的条件や日常生活圏などから成る地域ごとに市街地が形成されており、福山駅周辺地区を中心とした都市核のほか、それを取り巻く地域ごとに特性を生かした地域核を形づくっていくことが必要です。

したがって、市街地の集約については、地域の特性や都市機能の状況に応じて、日常的な生活機能が集積する「地区拠点」から、基礎的な都市機能が集積する「地域拠点」、より高次の都市機能の集積・充実を図る「都心地区」まで、段階的な都市拠点の形成をめざします。

さらに、都市核とそれを取り巻く地域核が特色を持ちながら連携することにより、市域の一体的な発展をめざした都市づくりを進めます。

<都市構造のイメージ>

都市核 — 都心地区：高次の都市機能を集積・充実
 地域核 — 地域拠点：基礎的な都市機能が集積
 — 地区拠点：日常的な生活機能が集積



(2) ゾーニング

本市の地域特性とめざすべき都市構造を踏まえ、将来の都市形成の基本的方向を次の5つのゾーンとしてとらえ、それぞれの位置付けを示します。

① 中心市街地ゾーン

本市の中心市街地を形成する地域は、中国・四国地方の拠点都市にふさわしい拠点性と求心力を備えた都市機能の集積を図るとともに、徒歩圏内に生活機能が充実した、歩いて暮らせるまちづくりを進めていく「中心市街地ゾーン」として位置付けます。

② 周辺市街地ゾーン

中心市街地ゾーンの周辺に住宅地が広がる地域は、地域の特性に応じた生活機能の充実や公共交通の利便性向上などにより、ゆとりあるまちづくりを進めていく「周辺市街地ゾーン」として位置付けます。

③ 沿岸共生ゾーン

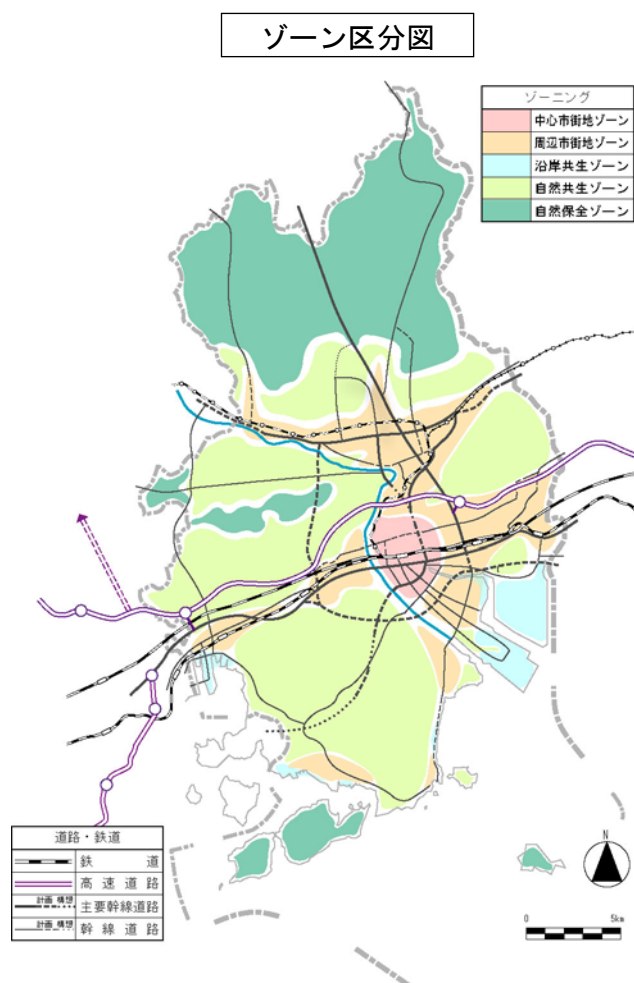
臨海工業地区から鞆、沼隈、松永までの沿岸地域における工業集積地は、本市の産業の中心的役割を担っています。今後とも、隣接する水産業や観光の拠点、住宅市街地など周辺環境との調和に配慮しつつ、産業拠点の形成を図っていく「沿岸共生ゾーン」として位置付けます。

④ 自然共生ゾーン

東西南北の市街地を取り囲む形で広がる丘陵や農地は、治山・治水などの機能を有するとともに、都市に潤いを与える重要な地域資源です。今後も市街化を抑制する区域であることを前提に、全体の土地利用構想に基づき計画的な保全及び整備を行っていく必要がある「自然共生ゾーン」として位置付けます。

⑤ 自然保全ゾーン

北部の山間地域や島しょ部は、都市的土地利用が見込まれない都市計画区域外の区域です。今後も優れた自然環境の保全を前提に、レクリエーション環境の整備を中心とした地域形成を図っていく「自然保全ゾーン」として位置付けます。



(3) 都市拠点の形成

都市拠点集約型の都市構造を実現し、拠点性を備えた都市核とそれを取り巻く地域が特色を持ちながら相互に連携し、一体的な発展をめざした都市づくりを行うため、次の都市拠点を位置付けます。

<生活拠点>

都市機能の集約拠点として、既に都市機能が集積している鉄道駅や市役所支所周辺、日常生活に必要な施設の集積が見られる地域などを、地域の特性と都市機能の状況に応じて設定します。

① 都心地区（高次の都市機能）

- ・福山駅周辺地区について、拠点性を備えた都市の核となる都心地区として位置付けます。
- ・土地の有効利用を促進し、商業・業務・医療・福祉・文化・交流・サービスなどの広域的都市機能や都心型住居の集積を図るとともに交通結節機能を強化することで、都市の拠点性と求心力を高めていきます。

② 地域拠点（基礎的な都市機能）

- ・鉄道駅や市役所支所周辺など、地域の核となるべき地区を地域拠点として位置付けます。
- ・地域の商業・業務・サービスなどの基礎的な都市機能が整った、日常生活圏の暮らしを支える地域の核を形成していきます。

③ 地区拠点（日常的な生活機能）

- ・鉄道駅周辺や郊外住宅地内の近隣商業集積地など、日常生活の核となるべき地区を地区拠点として位置付けます。
- ・地区の商業・サービスなどの日常的な生活機能が整った利便地区として維持していきます。

<活動拠点>

本市の経済が発展するための拠点として、産業や流通、また観光やレクリエーションの中心となる地区を設定します。

④ 産業拠点

- ・本市の経済を支える製造業が集積する臨海部や内陸部の工業団地などを産業拠点として位置付けます。

⑤ 余暇活動拠点

- ・主な公園や観光資源の集積地などを余暇活動拠点として位置付けます。

⑥ 広域交通拠点

- ・主な鉄道駅や高速道路のインターチェンジ、また国際物流の拠点となる港湾施設などを広域交通拠点として位置付けます。

(4) 都市軸の形成

中国・四国地方の拠点都市としての拠点性と求心力を高めるとともに、それぞれの都市拠点が効果的に連携し、市域の一体的発展が図られるよう、次の都市軸の形成を図ります。

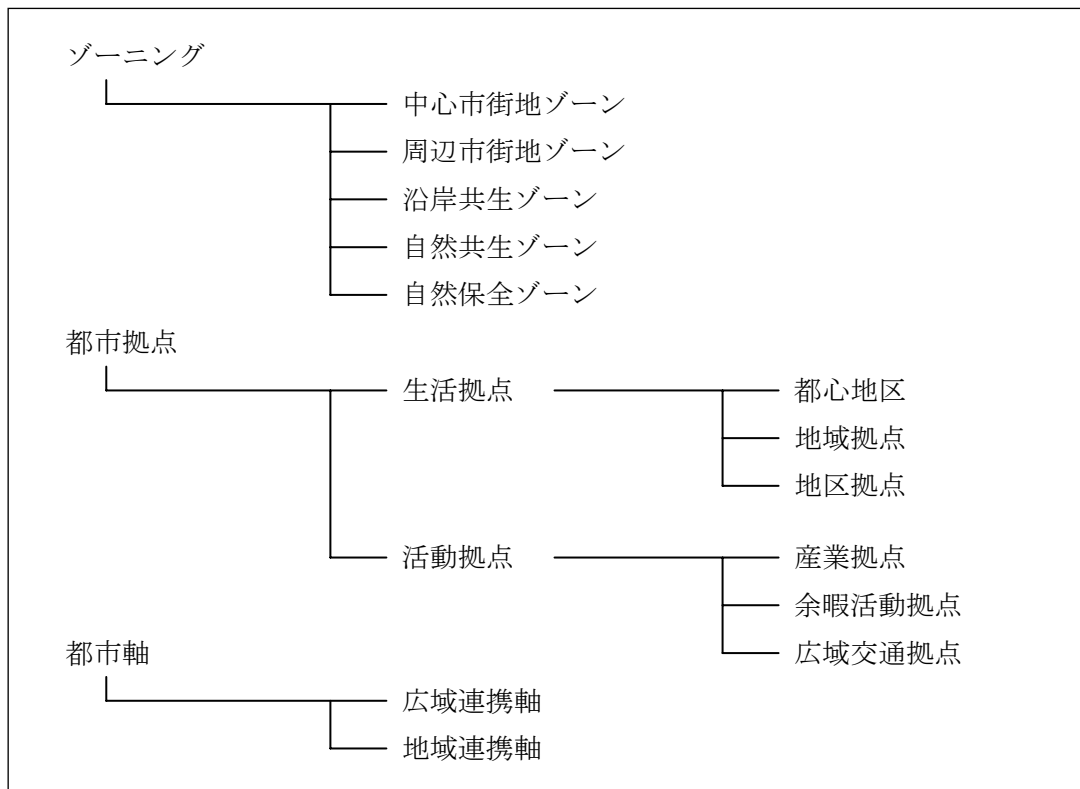
① 広域連携軸

- ・山陽本線，山陽新幹線，山陽自動車道，国道2号など，市域を東西に横断する軸は，国土形成を図る広域連携軸の一部を形成しています。
- ・広域連携軸は，物流や都市間交流を支える基盤であり，福山道路など幹線道路網の整備により，さらなる機能強化を図ります。

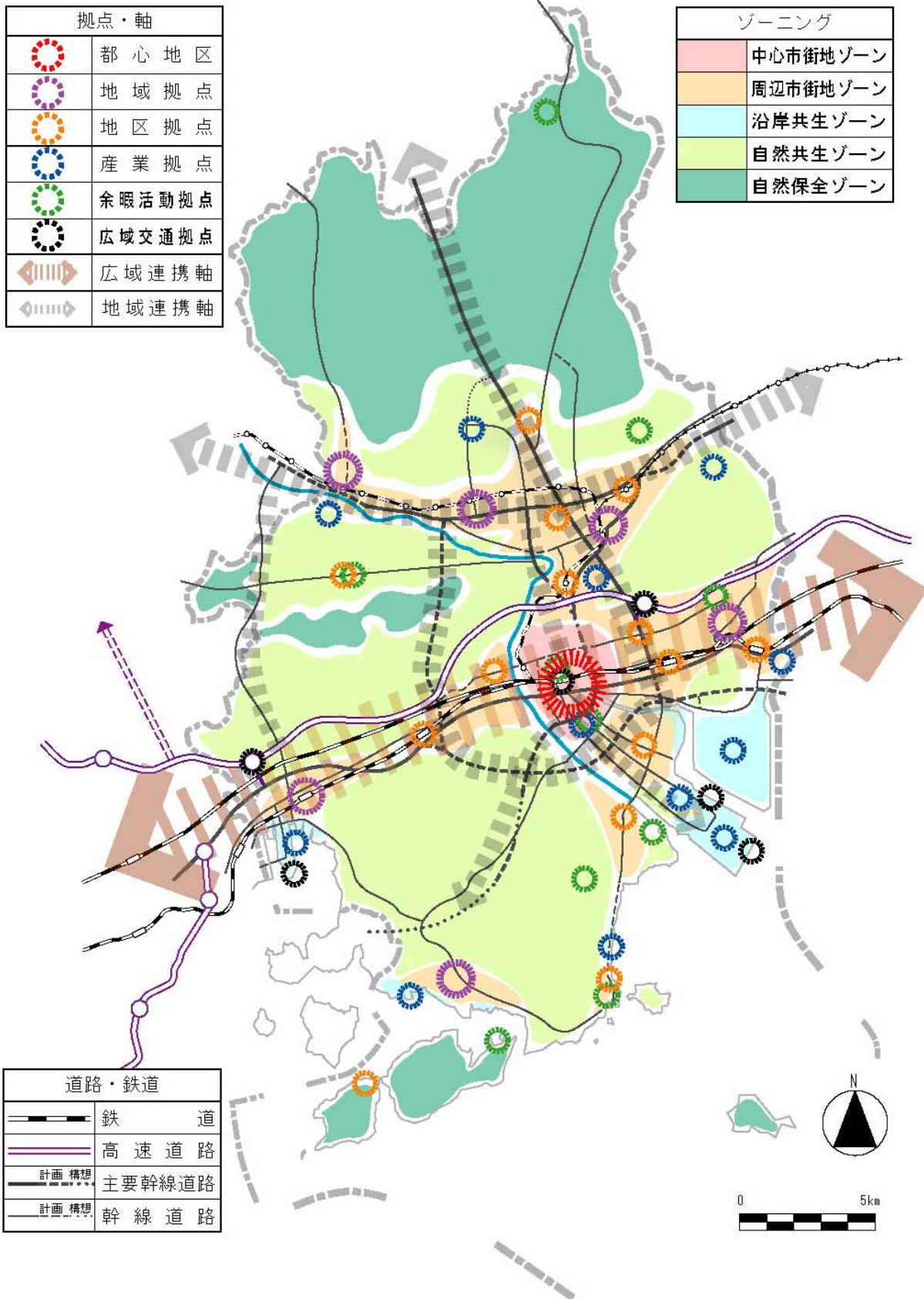
② 地域連携軸

- ・各都市拠点間や近隣都市とを結ぶ交通体系の確立により，東西・南北方向の地域連携軸を形成します。
- ・福山西環状線や福山沼隈道路などの放射・環状型幹線道路網の整備によって円滑な自動車交通を確保し，各都市拠点間や近隣都市との連携強化を図ります。
- ・福塩線や井原線，生活バスなど公共交通の利用促進策や交通の結節点となる施設の整備により利便性と安全性の向上を図り，生活拠点への機能集積と連携の強化を促進します。

都市構造の体系



都市構造図



2. 将来土地利用の構想

本市の自然的条件やめざすべき都市構造を踏まえ、都市を形成する5つのゾーンについて、土地利用の基本方針を示します。

(1) 中心市街地ゾーン

① 都心地区

福山駅を中心とした都心地区については、市街地の再開発や低未利用地の有効利用を促進し、商業・業務・医療・福祉・文化・交流・サービスなどの広域的な都市機能や都市型住居の集積を図るとともに、交通結節機能を強化することで、中国・四国地方における拠点性を備えた都市の核として、魅力ある都心づくりを進めます。

② 都心周辺地区

都心地区の周辺部については、徒歩や自転車などで行動できる範囲に生活機能が集積している利便性の高い住宅地として、中高層住宅の供給や複合的な土地利用を促進することにより、比較的高密度な市街地の形成を図ります。

(2) 周辺市街地ゾーン

① 地域拠点・地区拠点

鉄道駅や市役所支所周辺、近隣商業集積地など、周辺地域の核となる地区については、地域の商業・業務・サービス・住宅など、既存の集積を生かした複合的な土地利用を促進することにより、利便性の高い市街地の形成を図ります。

都市構造の形成に影響を及ぼさない規模・業態であることを前提に、道路の整備状況や生活拠点との連続性などを考慮した複合的な土地利用の誘導を図ります。

② 住宅地

生活拠点の周辺に広がる住宅地については、それぞれの地域の環境や特性に応じた住宅・宅地の整備を促進します。

基盤整備が不十分な地域については、計画的な市街地整備などにより、住環境基盤の整った良好な住宅地の形成を図ります。また、既に面整備が完了した住宅地については、地区計画制度の活用などにより、良好な居住環境の維持・増進を図ります。

主要な幹線道路の沿道については、集約型

③ 工業地

市街地内の工業地については、工場などの集約配置や地区計画制度の活用などを促進し、住工混在地区の解消や生活環境の保全を図ります。

また、都市機能の適正立地の観点から、大規模な集客施設の立地を規制する特別用途地区制度の活用を検討するなど、適切な土地利用の転換を誘導します。

(3) 沿岸共生ゾーン

① 臨海部の工業地

本市の発展を支えてきた製造業を中心とする臨海部の工業集積地については、国際物流の拡大に対応した港湾機能の強化や高速道路との接続強化を進め、今後とも本市の産業拠点としてさらなる機能強化を図ります。

また、水産業や観光の拠点、住宅地などに隣接する工業地については、周辺の環境と調和した市街地の形成を図ります。

(4) 自然共生ゾーン

① 自然環境の保全

山間部や丘陵地については、良好な都市環境を形成する重要な資源として、また、水源のかん養や治山・治水のため、自然環境の維持・保全を図ります。また、河川緑地や特殊公園など、身近な自然に親しむことのできるレクリエーション空間としての整備を図ります。

② 優良な農地の保全

優良な農地については、農業基盤整備により農業の生産性の維持・向上を図るとともに、開発許可制度の適切な運用により、無秩序な土地利用転換の防止に努めます。

③ 集落地の整備

農業集落については、農業集落道整備や排水路整備などの生活基盤施設の整備を進め、総合的な集落環境の向上を図ります。

また、一定規模以上の集積がある大規模既存集落地や主要な幹線道路の沿道については、周辺の自然環境や営農環境との調和を図りつ

つ、生活環境の向上による定住の場としての魅力づくりを進めるため、地区計画制度などの活用について検討します。

④ 都市的土地利用との共存

産業振興のために計画的な基盤整備が行われる地域については、周辺の自然環境との調和を図るものとし、周辺地域の市街化の抑制に努めます。

また、都市計画区域外にあって幹線道路の整備が進むことなどにより、一体の都市としての環境の保全を図る必要がある地域については、都市計画区域又は準都市計画区域制度の活用を検討します。

なお、集約型都市構造の形成に影響を及ぼす恐れのある大規模な住宅団地の開発や広域的な集客施設の立地を抑制します。

(5) 自然保全ゾーン

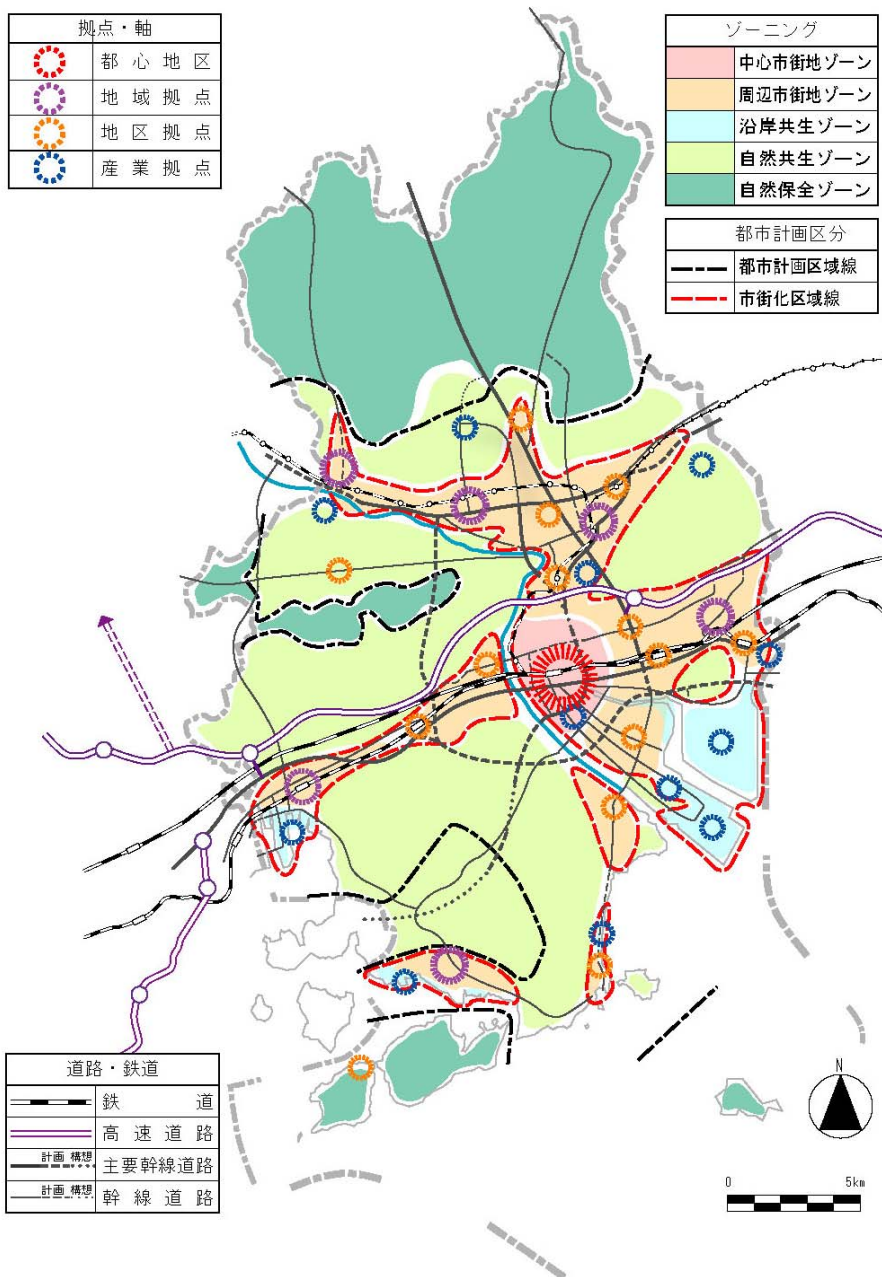
① 自然環境の保全

山間部の森林などについては、水源のかん養や治山・治水のため、自然環境の維持・保全を図ります。また、自然公園や溪谷、自然海岸や砂浜など、豊かな自然資源を生かしたレクリエーション空間としての活用を図ります。

② 集落地の整備

山間部や島しょ部の集落地については、集落道整備や排水路整備などの生活基盤施設の整備を進め、生活環境の向上を図るとともに、観光・レクリエーション機能との連携により、定住・交流の場としての魅力づくりを図ります。

土地利用構想図



第4章 都市整備の基本方針

《都市整備の全体方針》

- 都市づくりの理念と目標に従って、都市の将来像を実現していくため、整備の方針を部門ごとに定めます。
- 都市づくりについては、めざすべき将来の都市構造を踏まえ、土地利用や都市施設などの都市整備に直接かかわる施策だけでなく、自然環境や都市景観、福祉、防災などの観点による施策も含めて、総合的、体系的に進めていきます。
- なお、都市計画決定から長期間事業に着手していない都市施設や市街地開発事業については、決定当初の状況に変化が生じている可能性もあるため、都市計画の位置付けや必要性などを検証した上で、都市計画変更など必要な措置について検討します。

1. 市街地整備の方針**(1) 整備の方針**

利便性の高い生活環境が整った中心市街地、ゆとりある居住環境を持った郊外居住地など、地域の特性に応じた市街地の整備を進め、都市拠点の形成を促進します。

また、中国・四国地方の拠点都市として、拠点性と求心力を備えた都市機能の充実を図ります。

さらに、本市の経済を支える地域産業の活性化のために、産業の高度化や国際化などの産業構造の変化に柔軟に対応できるよう基盤の強化を図ります。

② 生活基盤の整備

基盤整備が不十分な既成市街地においては、地区計画制度の活用など計画的な市街地整備を進め、道路、公園、下水道などの生活基盤が整った、良好な生活空間の創出を図ります。

③ 産業基盤の整備

自然環境との調和に配慮しながら、新産業などの受け皿として計画的な工業用地の供給を進めるとともに、交通アクセスの整備により、地域産業の活性化と生産性の向上を図ります。

(2) 主な取組**① 中心市街地の整備**

空き店舗や低未利用地の有効利用や市街地の再開発を促進し、商業・業務・医療・福祉・文化・交流・サービス・居住など、多様な都市機能の集積・充実を図ることにより、魅力的でにぎわいのある都心づくりと利便性の高い生活空間の整備を進めます。

2. 交通施設整備の方針

(1) 整備の方針

都市拠点間を結ぶ交通施設は、集約型都市構造を形成する上で重要な役割を担っており、通勤・通学者の移動手段の確保、高齢者や障がいのある人などの自立支援、また交通混雑の緩和や環境負荷軽減のために、公共交通の機能を充実し利用促進を図ります。

また、高速交通網の結節点としての優位性を生かすために、地域高規格道路、主要幹線道路をはじめとする道路網を計画的・体系的に構築します。

さらに、身近な生活道路の安全性や快適性の向上を図り、人にやさしい生活空間の創出をめざします。

(2) 主な取組

① 公共交通の利用促進

鉄道駅周辺では、駅前広場やアクセス道路の整備を進めるほか、各公共交通機関相互の乗り継ぎ利便性の向上など、交通結節機能の強化を図るとともに、交通施設のバリアフリー化を推進し、だれもが利用しやすい安全な交通環境を形成します。

また、生活バスについては、地域特性に応じて、ループバスやゾーンバスシステムの導入を進めるとともに、バスロケーションシステムの導入などによる便利で効率的なバスサービスの提供を図ります。

② 幹線道路の整備

福山道路や福山西環状線、福山沼隈道路など都市の骨格となる放射・環状型幹線道路網の整備を進め、交通渋滞を緩和することにより、市民生活の安全性や利便性の向上を図るとともに、港湾施設整備と連携した物流基盤の強化や都市間交流を促進します。

③ 生活道路の整備

生活に密着した道路や橋りょうなどの計画的な整備を進めるとともに、歩行者や自転車などに配慮した交通安全施設の整備や段差の解消などを行い、安全・快適で人にやさしい生活空間の創出を図ります。

3. 公園・緑地整備の方針

(1) 整備の方針

市民・事業者などと行政が一体となって、公園整備、緑地保全及び緑化の推進を総合的に進めていきます。

特に、シンボルである「ばら」を生かした公園や道路、公共施設などの整備を進めるとともに、市民や事業者によるばら花壇の設置を促進していくなど、「ばらのまちづくり」を進めていきます。

(2) 主な取組

① 公園・緑地の整備

既存公園の改修や施設の充実、バリアフリー化などの再整備を進めるとともに、身近な公園から大規模公園や地域特性を生かした公園まで、段階的・体系的な整備を推進します。

② 地域制緑地の指定

市街地内に残存する寺社林や斜面緑地などを保全するため、必要な措置を講じます。また、市街地の外郭を形成し景観の骨格となる樹林地を保全するため、風致地区の指定などに努めます。

③ 都市緑化の推進

公共施設の緑化や河川・港湾の環境整備などを通じ、水と緑のネットワークを拡大しながら都市の緑化を推進します。また、市民・事業者などによって進められているばら花壇づくりをはじめ、緑地協定などによる地域の緑化や住宅への生垣設置、工場・事業所の緑化を奨励・推進します。

④ 普及啓発活動の推進

緑化祭などのイベントを開催するとともに、緑化活動に対する様々な助成措置を講じるなど、市民参加による都市緑化の普及・啓発に努めます。

また、「ばらのまちづくり」を一層推進するため、ばら苗の配布や、ばらのコンテストの開催、ばらづくりにかかわる人材の育成などに努めます。

4. 河川・海岸整備の方針

(1) 整備の方針

河川の改修や水路の整備を進めるとともに、流域の保水機能や遊水機能を高めるなど、総合的な水害防止対策を講じ、併せて親水環境の整備を図ります。

海岸の災害に対する安全性をさらに高めるとともに、生態系や環境保全機能と調和した海岸空間の利用と沿岸の生活環境の保全・向上を図ります。

(2) 主な取組

① 水害の防止

河川の改修を推進するとともに、保水機能を有する森林などの保全を図ります。また、海岸保全施設の改良を行うとともに、未整備区間における施設整備を進め、高潮などに対する安全性の向上を図ります。

② 河川環境整備

水域及び河川敷のレクリエーション利用や河川生態系の保全・回復を図るなど、河川環境の整備を推進します。

③ 海岸環境整備

沿岸環境や地域特性に応じて、親水性の高い海岸施設や海洋性レクリエーション施設などの整備を進めるとともに、生態系に配慮した干潟や砂浜などの保全・回復を図ります。

5. 供給処理施設整備の方針

(1) 整備の方針

① 上水道

市民生活や産業などを支える欠かせない重要な施設であり、安全で良質な水の給水を行うとともに、災害に強い施設整備を進めます。

② 下水道

居住環境や公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図るため、下水道整備をより一層推進します。

③ 廃棄物処理施設

環境にやさしい資源循環型社会の実現のため、廃棄物の発生・排出抑制とともに、リサイクルの推進を図り、環境への負荷の低減をめざします。

(2) 主な取組

① 上水道の充実

水源の確保や浄水場などの施設の適正な維持管理、水質管理体制の充実を図るとともに、安定した給水や未給水地区の解消のため、効率的・計画的な施設整備を進めます。

② 汚水処理区域の拡大

公共下水道などの計画的な整備を進めるとともに、住宅の点在する地域など下水道整備の困難な地域については、合併浄化槽の普及に努め、汚水処理区域の拡大を図ります。

③ 合流式下水道の改善

ポンプ場や雨水滞水池の整備により、合流区域の浸水安全度の向上及び公共用水域へ放流される汚濁負荷量の削減を図ります。

④ 雨水排水施設等の整備

雨水幹線及びポンプ場の計画的整備を進めるとともに、河川整備との調整を図りながら、市街地の浸水安全度を高めます。

⑤ 廃棄物処理施設の整備

ごみ処理施設については、効率的な処理体制を構築するため、排出状況にあわせた施設機能の集約化を図ります。

また、し尿処理施設については、適時維持補修を行うとともに、し尿及び浄化槽汚泥を安定かつ適正に処理できる施設の整備を行います。

6. 地域環境保全・整備の方針

(1) 整備の方針

環境にやさしい循環型社会の実現に向け、「福山市環境基本計画」を策定し、市民・事業者などと行政が一体となって、良好な地域環境(自然環境・都市環境)の保全・創出に関する取組を総合的かつ計画的に推進します。

(2) 主な取組

① 環境負荷の軽減

省エネルギー・省資源の取組や新エネルギーの導入などを促進するとともに、公共交通の利用促進や道路網整備により交通の円滑化を図るなど、環境負荷の軽減による地球環境にやさしい都市づくりを進めます。

② 自然環境の保全・活用

森林や農地などの緑、河川や海岸などの水辺空間は、良好な地域環境を形成する重要な資源としてその保全に努めるとともに、自然の持つレクリエーション機能を生かした整備により、自然とのふれあいの場として活用を図ります。

③ 地域環境の保全対策

大気や水質などの環境監視、発生源となる工場や事業所などへの指導を的確に行うことにより、地域環境の保全を図ります。

7. 景観形成の方針

(1) 整備の方針

美しく風格のある都市の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に向け、景観計画を策定し、中国・四国地方の拠点都市にふさわしい良好な景観の形成を図ります。

(2) 主な取組

① 自然景観の形成

山林、河川、郊外に広がる緑豊かな農地、自然海岸や瀬戸内海に浮かぶ島々などは、良好な都市環境を形成する重要な資源であり、適切に保全することにより、都市に潤いと安らぎを与える景観形成を進めます。

② 歴史的景観の形成

鞆の浦や福山城、神辺本陣など、歴史的な建造物やまち並みは、本市を印象付ける貴重な資源であり、それぞれの地域の歴史や文化など個性を生かした景観形成を進めます。

③ 市街地景観の形成

道路の緑化や電線類の地中化、水や緑と親しめる河川や公園・緑地など公共施設の整備により、快適で美しく、潤いのある市街地の景観形成を進めます。また、地域の特性や周辺環境との調和に配慮しながら、活力ある都会的な景観の整備や快適なまち並みづくりを進めます。

④ 景観形成のためのルールづくり

景観への関心を高めるための啓発活動に努めるとともに、景観条例や地区計画制度の活用を検討するなど、市民との協働による景観形成のためのルールづくりを進めます。

8. 住宅整備・供給の方針

(1) 整備の方針

都心部での便利な暮らしや郊外でのゆとりある暮らしなど、住環境に対する多様なニーズに対応するため、それぞれの地域の環境や特性に応じた住宅・宅地の整備・供給の促進を図ります。

(2) 主な取組

① 既成市街地の再整備

基盤整備が不十分な地域については、地区計画制度の活用など計画的な市街地整備を進め、住環境基盤が整った良好な宅地の供給を図ります。

また、地域の特性や生活者のニーズに対応し、高齢者や障がいのある人などが安全で快適に暮らせる住宅の整備に努めます。

② 都市型住宅の供給

多様な都市機能が集積した便利で暮らしやすい都心部への住宅の供給のため、市街地の再開発や、高齢者の生活にも配慮した良質な民間住宅の建設を促進します。

9. 人にやさしい都市づくりの方針

(1) 整備の方針

ノーマライゼーションの考え方に基づき、高齢者や障がいのある人などだれもが快適で暮らしやすく、生き生きと活動できる都市づくりを進めます。

(2) 主な取組

① ユニバーサルデザインの視点による

都市づくりの推進

高齢者や障がいのある人などだれもが安全で快適な生活を送ることができる地域社会を実現するため、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた都市づくりを推進します。

また、来訪者が気軽に観光を楽しめるなど、だれもが円滑に移動できるよう、地域の景観や特性を踏まえ、ユニバーサルデザインにも配慮した案内標識などの整備を進めます。

② 住宅・建築物等のバリアフリー化

高齢者や障がいのある人が安心して自立した生活ができるよう住宅改造の支援に努めるとともに、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）」や「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共的建築物や道路、公園などのバリアフリー化を推進します。

③ 交通施設のバリアフリー化

交通結節機能の強化と、公共交通機関を利用した移動の利便性と安全性の向上を図るため、バリアフリー法に基づき、鉄道駅やバスターミナルなどを中心とした交通施設や歩行者空間のバリアフリー化を推進します。

10. 安心・安全な都市づくりの方針

(1) 整備の方針

風水害や地震などの災害に強い安心・安全な都市づくりをめざし、自助・共助・公助を基本として地域・事業者との協働による「防災まちづくり」を推進します。

また、市民が安心して暮らせるよう犯罪が起りにくい環境を整備するため、防犯対策を強化した都市づくりを推進します。

(2) 主な取組

① 防災拠点施設やライフラインの整備

災害時の拠点施設や避難所、避難や緊急輸送を確保するために必要な道路・橋りょう・港湾施設などの耐震性の向上を図るとともに、都市公園への耐震性貯水槽の設置など、災害応急対策施設の整備を推進します。また、上水道などのライフラインの耐震化や復旧の迅速化を図るためのシステムの構築を図ります。

② 住宅・宅地の安全性の確保

治山・治水、砂防及び海岸整備などにより、宅地の安全性の向上を図ります。また、建築物が密集し火災の延焼する危険性が高い区域における防火・準防火地域の見直しを検討するとともに、建築物の耐震化を促進します。

③ 地域の防災力の向上

地域の防災力の一層の向上に向けて、自治会や自主防災組織などと緊密な連携を図ります。

④ 防犯対策の強化

街路灯の整備や、周囲からの見通しを確保した公園の整備など、犯罪が起りにくい安心・安全な環境の整備に努めるとともに、地域における防犯活動の充実に向けて、警察や関係団体などと連携した自主防犯組織の育成や支援を推進します。